

新規評価マニュアルの策定について

資料 6

P 1 ~

〔策定〕維持系【維持管理事業】海岸（建設海岸）事業（法被覆構造物等）

[ 河川砂防課 ]



**令和元年度  
第3回佐賀県公共事業評価監視委員会**

令和2年2月14日

県土整備部

1

**海岸（建設海岸）事業の維持系  
新規評価マニュアル（案）について**

---

**【河川砂防課】**

2

## 海岸保全施設の状況【建設海岸】

今回、諮問

法被覆構造物



前回、諮問（平成30年8月改定）

排水機場



樋門・樋管



➤ 海岸保全施設:海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

3

## 海岸保全施設の状況【建設海岸】

海岸保全施設については、これまで通常の維持管理で小規模な修繕を行ってきたが、今回、従来の取組では修繕が追いつかない箇所が判明したことから、大規模な補修の事業に取り組む。

実施に際し、海岸（建設海岸）事業で維持系の構造物を評価する『新規箇所評価マニュアル』がなかったことから、今回、**新たに作成**する『新規箇所評価マニュアル』について**諮問**する。



飛沫水路護岸のはらみ状況



護岸背面の土砂吸出し状況  
(護岸背面の**空洞化**)

4

参考 海岸保全施設と河川管理施設の比較

	横断図	目的・機能
海岸保全施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮、津波及び波浪から海岸や堤体を防護</li> <li>・高潮や津波から海水の侵入を防止</li> <li>・波浪による越波を防止</li> <li>・海水による海岸浸食防止</li> <li>⇒全面的に堤体を被覆</li> </ul>
河川管理施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水から河岸や堤体を防護。</li> <li>・流水の洗堀作用に対する法面保護</li> <li>・裏法面の堤脚部における擁壁機能</li> </ul>

海岸施設の堤防及び護岸の法被覆や飛沫水路構造物は、一連的なものであり、河川の護岸と同様に外水から堤体を守るために設置されるもの

既存の新規評価マニュアル「河川事業(護岸)」を参考に、  
海岸(建設海岸)事業(法被覆構造物等)」を新たに追加

5

新規評価マニュアルによる新規評価対象事業の分類

整備系

- ・道路事業
- ・街路事業
- ・都市公園事業
- ・河川事業(防災)
- ・港湾事業
- ・**海岸事業**
- ・漁港海岸事業

※主な事業を記載

維持系

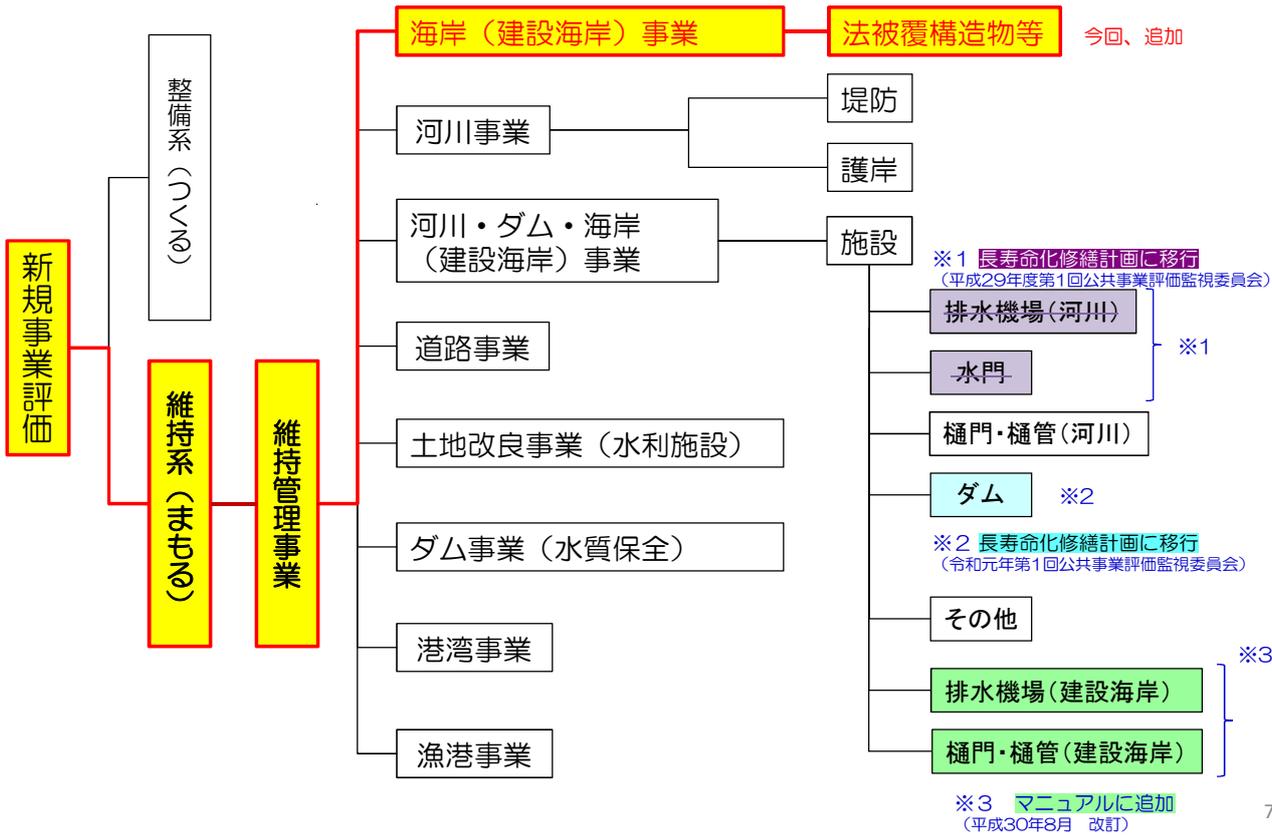
- ・道路事業
  - ・土地改良事業(水利施設)
  - ・河川事業(護岸)
  - ・河川事業(堤防)
  - ・河川・ダム・海岸(建設海岸)(施設)事業
  - ・ダム事業(水質保全)
  - ・港湾事業
  - ・漁港事業
- ※全ての事業を記載

- ・道路事業
- ・土地改良事業(水利施設)
- ・河川事業(護岸)
- ・河川事業(堤防)
- ・河川・ダム・海岸(建設海岸)事業(施設)
- ・ダム事業(水質保全)
- ・港湾事業
- ・漁港事業
- ・**海岸(建設海岸)事業(法被覆構造物等)**

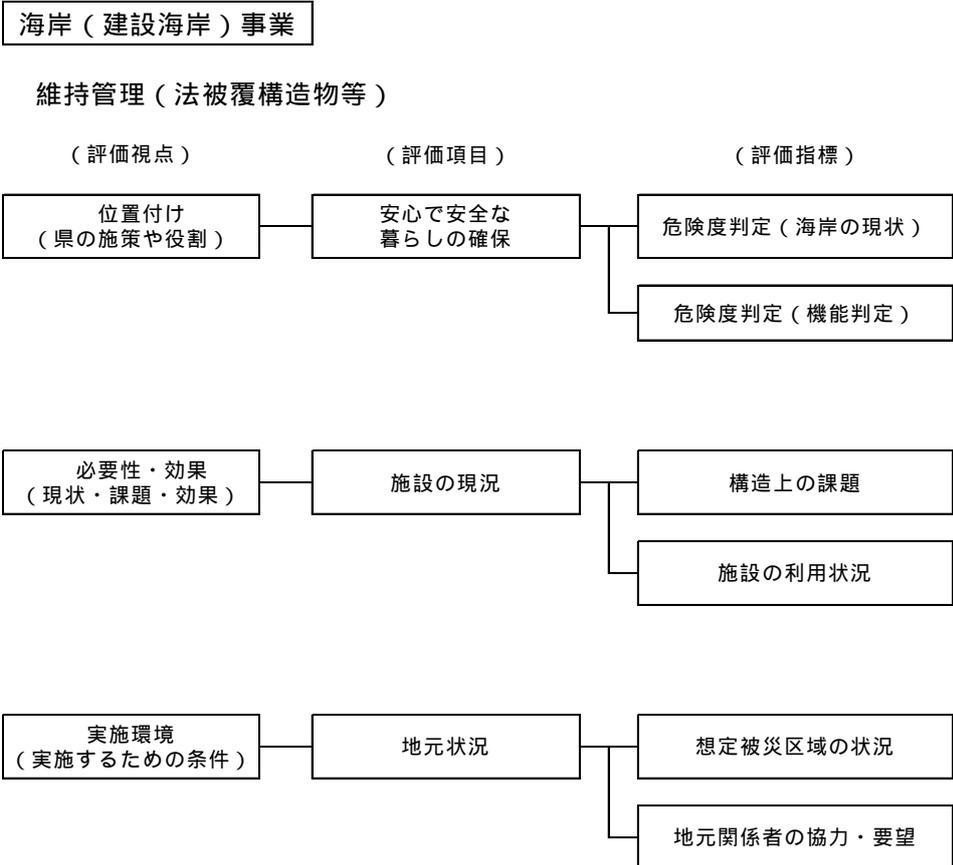
今回追加

6

新規評価マニュアルによる新規評価対象事業の分類系統図（抜粋）



評価体系



## 評価体系

### 河川事業(護岸)

評価視点：位置付け  
 評価項目：安心で安全な暮らしの確保  
 評価指標：危険度判定（河岸の現状）

評価要素	点数	
河岸の現状	崩壊している。または、基礎部が浮いてる、亀裂・破損が著しく裏込材の吸い出しが見られる。	60
	基礎部が見えている。または、亀裂・破損が見られ、裏込材の吸い出しが懸念される。	50
	亀裂・破損が見られる。	40
	基礎部は見えない。または、安定している。	0

評価項目：安心で安全な暮らしの確保  
 評価指標：危険度判定（機能判定）

評価要素	点数	
機能判定	施設として全く機能してなく、緊急な対応を要する	40
	施設が不安定な状態で、早急な対応を要する	30
	施設として機能しているが、改築することが望ましい	20
	改築、修繕の必要はない	0

### 海岸事業(法被覆構造物等)

評価視点：位置付け  
 評価項目：安心で安全な暮らしの確保  
 評価指標：危険度判定（海岸の現状）

評価要素	点数	
海岸の現状	崩壊している。または、基礎部が浮いてる、亀裂・破損が著しく裏込材の吸い出しが見られる。	60
	基礎部が見えている。または、亀裂・破損が見られ、裏込材の吸い出しが懸念される。	50
	亀裂・破損が見られる。	40
	基礎部は見えない。または、安定している。	0

評価項目：安心で安全な暮らしの確保  
 評価指標：危険度判定（機能判定）

評価要素	点数	
機能判定	施設として全く機能してなく、緊急な対応を要する	40
	施設が不安定な状態で、早急な対応を要する	30
	施設として機能しているが、改築することが望ましい	20
	改築、修繕の必要はない	0

9

## 評価体系

### 河川事業(護岸)

評価視点：必要性・効果  
 評価項目：安全性  
 評価指標：構造上の課題（安全性）

評価要素	点数	
堤防構造上の安全性	堤防の法面勾配が5分以下	60
	堤防の法面勾配が5分より大きく1割以下	50
	堤防の法面勾配が1割より大きく2割以下	40
	堤防の法面勾配が2割より大きい	0

評価項目：安全性  
 評価指標：構造上の課題（既施設の材質）

評価要素	点数	
既施設の材質	木系、石系（空）、土堤	40
	カゴ系、石系（練）	30
	コンクリート系	20

### 海岸事業(法被覆構造物等)

評価視点：必要性・効果  
 評価項目：安全性  
 評価指標：構造上の課題（安全性）

評価要素	点数	
構造上の安全性	堤外側の法被覆構造物である	60
	堤内側の法被覆構造物である	50
	上記以外の構造物である。	40

評価項目：安全性  
 評価指標：構造上の課題（既施設の材質）

評価要素	点数	
既施設の材質	木系、石系（空）、土堤	40
	カゴ系、石系（練）	30
	コンクリート系	20

10

## 評価体系

評価視点：実施環境  
 評価項目：地元状況  
 評価指標：想定被害区域の状況（土地の利用状況）

評価要素	点数	
利用状況 背後地の土地	人家連担区域である	60
	背後地に家屋等がある	50
	農地等がある	40
	山付である	0

評価項目：地元状況  
 評価指標：想定被害区域の状況（公共施設の数）

評価要素	点数	
へ公共施設の影響	1施設以上	20
	なし	0

\* 公共施設とは公民館、病院、学校、幼稚園、福祉施設、国道、県道など土地利用及び公共施設への影響は、想定氾濫区域内とする

評価項目：地元状況  
 評価指標：地元関係者の協力・要望

評価要素	点数	
協力・要望 地元関係者の	地元の要望があり	20
	工事に対し協力的である	10
	工事に対し非協力的である	0

## 河川事業(護岸)

## 海岸事業(法被覆構造物等)

評価視点：実施環境  
 評価項目：地元状況  
 評価指標：想定被害区域の状況（背後地の状況）

評価要素	点数	
利用状況 背後地の土地	人家連担区域である	60
	背後地に家屋等がある	50
	農地等がある	40
	上記以外である	0

評価項目：地元状況  
 評価指標：想定被害区域の状況（公共施設の数）

評価要素	点数	
の公共施設の数	1施設以上	20
	なし	0

\* 公共施設とは公民館、病院、学校、幼稚園、福祉施設、国道、県道など土地利用及び公共施設への影響は、想定氾濫区域内とする

評価項目：地元状況  
 評価指標：地元関係者の協力・要望

評価要素	点数	
協力・要望 地元関係者の	地元の要望があり	20
	工事に対し協力的である	10
	工事に対し非協力的である	0

11

## 評価基準

◆ **評価視点**毎の合計点によりA～Cに区分

	位置付け	必要性・効果	実施環境
A	80点以上	80点以上	80点以上
B	60～80点未満	60～80点未満	60～80点未満
C	60点未満	60点未満	60点未満

## 判断基準

◆ **評価視点**毎の評価結果(A～C)を組み合わせてランク付け

ランク	整備方針	評価の組み合わせ
	優先的に事業を実施	AAA、AAB
	事業を実施	ABB、BBB
	新規着手を見合わせる	AAC、ABC ACC、BBC、BCC、CCC

12